



「令和3年度税制改正に関する要望」建議について

【お問合先】大阪商工会議所
総務企画部企画広報室（富田・西田）
TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、「令和3年度税制改正に関する要望」を本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議する。本要望は、会員企業へのアンケート調査などを基に、税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業株名誉会長）で取りまとめたもの。要望項目は、全46項目（うち新規要望：5項目）。
- 要望のポイントは、コロナ禍をふまえての**危機克服に向けた集中支援**と、**事業引継ぎ支援**、**企業の成長・革新のための投資促進策の強化**。
- 「**コロナ危機克服に向けた集中支援**」では、企業の事業継続・雇用維持に資するキャッシュフロー確保のため、赤字企業も適用可能な「**中小企業者等の欠損金の繰戻還付期間の拡充**、**中堅企業の繰越控除限度額の拡充**」を要望。また、民間企業や個人が地域事業者を応援するための「**事業者応援税制の創設**」を提案。
- 「**コロナ禍における事業引継ぎ支援**」では、コロナ禍で増加が懸念される企業の倒産・廃業に対応するべく、親族外（第三者）承継・事業譲渡支援としてM&Aにおける**買取時調査費用の損金算入**と、従業員承継の際に**株式買取資金の融資を受けた場合の所得減税**を求めている。
- 「**コロナ収束を見据えた企業の成長・革新のための投資促進策の強化**」では、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）化や生産性向上、新製品・サービス開発後押しのための投資減税や研究開発税制の拡充を要望。コロナ禍で提唱される「**新しい生活様式**」に向けて事業革新、業態転換を図る事業者が利用できる「**経営革新促進税制**」の創設を提案。

【特徴的な要望項目】 ★印：新規要望

I. コロナ危機克服に向けた税制面での集中支援

◆企業の事業継続支援、雇用の維持・促進支援（本文1～3ページ）

- 欠損金の繰り戻し還付期間の拡充、中堅企業の繰越控除限度額の拡充
- インバウンド需要減少を踏まえた**商業地等の固定資産税の軽減措置の創設**
- 雇用の維持・促進に資するデジタル人材の育成等のための**教育訓練費**や、企業が一定数以上の**新規雇い入れ**を行う際に適用可能な**税額控除制度の創設**

◆需要喚起と地域経済活性化への取り組み支援（本文3～4ページ）

- 飲食・サービス事業者等、地域事業者の利用促進に向けた**中小法人の交際費課税の特例拡充**、**接待飲食費の損金算入上限額の引き上げ**
- クラウドファンディングに対する税額控除等、地域事業者を応援する企業・個人の民間資金活用に資する**事業者応援税制の創設** ★

◆デジタル・ガバメントの早期実現と電子納税の推進（本文4ページ）

- **デジタル・ガバメントの早期整備**と、中小企業のDX化に向けた**電子納税の推進**



II. コロナ禍における中小企業の円滑な事業引継ぎ支援

◆親族外（第三者）承継・事業譲渡への支援（本文4～5ページ）

- M&Aにおける買収企業への負担軽減措置のため、のれん代の一括償却、デューディリジェンスなど買収調査費用の経費計上（損金算入）を認めるべき ★
- 従業員が金融機関から株式買取費用の融資を行けた場合の所得減税（ローン減税創設） ★

◆事業承継税制の特例措置の改善（本文5ページ）

- コロナ対応に迫られる事業者負担を鑑み、特例承継計画の提出期間を最低1年延長すべき ★
- 事業承継5年後の相続税の納税免除、提出書類の簡素化等、メリットの明確化、制度の簡易化

III. コロナ収束を見据えた企業の成長・革新のための投資促進策の強化

◆中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の延長、拡充（本文6ページ）

- 経営強化税制については、緊急経済対策で追加されたデジタル化設備類型の維持を維持した上で適用期限延長、税額控除額を引き上げ

◆研究開発税制の延長・拡充、要件緩和（本文6ページ）

- 自社利用目的のソフトウェア開発費を控除対象とするとともに、研究開発税制上乘せ措置（中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制）の手続きを簡易化し、延長
- 企業の研究開発の実情にそぐわない人件費に係る「専ら」要件の緩和

◆経営革新促進税制の創設

- 事業革新、業態転換に取り組む事業者の経費の税額控除を認める経営革新促進税制創設 ★

IV. 消費税およびインボイス制度への対応

◆消費税の円滑な価格転嫁（本文8ページ）

- 外税表示の恒久化と中小企業の万全の価格転嫁対策

◆インボイス制度の見直し（本文8ページ）

- 現行のインボイス制度導入は免税事業者の取引排除につながる上、周知も進んでいない。実態を把握したうえ十分な検証を行い、制度の見直しに努め、実施時期は改めて検討すべき

◆二重課税の見直し（本文8ページ）

- 石油関連諸税はじめ印紙税、自動車取得税等二重課税の解消。特に電子商取引では課税されない印紙税は、官公需に係る契約書の電子化等で政府を挙げて解消を推進すべき

V. 地域経済の復興のカギを握る中小企業の活力増進

◆中小法人に対する課税強化反対（本文8ページ）

- 外形標準課税の中小法人への適用拡大、繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大など

◆新規創業・第二創業の促進（本文8ページ）

- 創業後5年間の社会保険料の事業主負担の軽減、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化

◆中堅企業の成長促進（本文9ページ）

- 地域未来投資促進税制の延長・拡充、中堅企業への中小税制の適用拡大

以上

<添付資料>

資料1：「令和3年度税制改正に関する要望」（フレーム）

資料2：「令和3年度税制改正に関する要望」（本文）

令和 3 年度税制改正に関する要望 フレーム

- **新型コロナウイルス感染症**は世界的にも収束の兆しが見えず、**長期戦**を覚悟しなければならない。わが国経済は米中貿易摩擦の影響や昨年 10 月の消費税率引き上げで基礎体力が弱まっていたこともあり、**コロナ禍における経済の縮小**はあらゆる**企業、産業、業種に大きなダメージ**を与えており、**企業の事業継続や雇用の維持に深刻な影響が生じている**ことは明らか。
- こうした中、**経済・社会活動の早期回復**に向けて、**企業の事業継続、雇用の維持は最優先課題**。事業の継続・雇用の維持を可能とする**財務基盤の強化**や懸念される**廃業・倒産**にも対応した**事業引継ぎ・事業承継**などに対する税制面での支援が不可欠。
- また、**国・地方自治体と中堅・中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）**を促進するため、**デジタル・ガバメントの早期実現、デジタル化を後押しする中小企業投資促進税制・経営強化税制**など**設備投資減税の延長・拡充、デジタル分野での技術革新を促す研究開発税制の延長・拡充、中堅企業への中小税制適用**などが必要。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた**企業変革力の向上**のため、**経営革新促進税制の創設**や**地域未来投資促進税制の延長・拡充**など中堅・中小企業の活力増進策が肝要。 <要望項目数：全 46 項目、新規要望項目（★印）：5 項目>

I. コロナ危機克服に向けた税制面での集中支援

1. 事業の継続・雇用の維持を可能とする財務基盤の強化

(1) 企業の事業継続支援

- ① 中小企業者等の法人税率特例の延長、対象企業の拡大
- ② 欠損金の繰戻し還付期間の拡充と中堅企業の繰越控除限度額の拡充
- ③ 固定資産税の負担軽減措置等の拡充
 - i 償却資産に係る固定資産税の廃止
 - ii 商業地等における固定資産税に対する負担軽減措置の継続
 - iii 家賃の猶予・減免に応じた事業者への固定資産税等の減免措置の拡充

(2) 雇用の維持・促進支援

- ① 所得拡大税制の延長、要件緩和
- ② 雇用の維持・促進に資する税額控除制度の創設
 - ・デジタル人材の育成等、従業員の能力開発に係る教育訓練費の税額控除制度の創設
 - ・退職した技術者ら一定数以上の新規雇い入れを行う企業に対する税額控除制度等の創設

2. 需要喚起と地域経済活性化への取り組み支援

- (1) 交際費課税等の特例の拡充
- (2) クラウドファンディングを活用した事業者応援税制の創設 ★
 - ・クラウドファンディング等を活用した企業、個人の事業者支援を寄付金控除対象に
- (3) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充と大企業・中堅企業向け支援税制の創設

3. デジタル・ガバメントの早期実現と電子納税の推進

II. コロナ禍における中小企業の円滑な事業引継ぎ支援

(1) 親族外（第三者）承継・事業譲渡への支援

- ① 現経営者の株式・事業の譲渡益課税の軽減
- ② M&A促進措置の拡充 ★
 - ・のれん代の一括償却（現行：5年間均等償却）
 - ・デュレディリジェンスなど買収調査費用の経費計上（損金算入）
- ③ 従業員承継を可能とする株式買取時の税負担軽減策の導入 ★
 - ・（評価より低額で自社株を買い取った場合の）贈与税不適用
 - ・株式買取資金融資を受けた場合の所得税減税（ローン減税創設）

(2) 事業承継税制の特例措置の改善

- ① 特例承継計画の提出期間の延長 ★
 - ② 事業承継 5 年経過後の相続税の納税免除
 - ③ 事業承継税制一般措置から特例措置への柔軟な切り替え
 - ④ 適用要件の緩和（相続発生時の後継者の役員就任要件の撤廃等）
 - ⑤ 納税猶予対象株式の拡大（外国会社株式等を含む）
 - ⑥ 提出書類の簡素化
 - ⑦ 提出書類に係る宥恕規定の運用の明確化
- (3) 株式集約化に向けた税制措置の拡充

III. コロナ収束を見据えた企業の成長・革新のための投資促進策の強化

- (1) 中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制の延長、拡充
- (2) DX化を促す中小企業経営強化税制の延長、拡充
- (3) 研究開発税制の延長・拡充、要件緩和
 - ① 適用期限の延長・拡充
 - ② 繰越控除の復活・無期限化、税額控除限度額の撤廃
 - ③ 人件費に係る「専ら」要件の緩和
 - ・研究従事期間に応じた人件費の税額控除制度に改めるべき
 - ④ デザイン考案に係る費用の対象化
- (4) 日本版パテントボックス税制の創設
- (5) 経営革新促進税制の創設 ★
 - ・中小事業者の事業革新、業態転換に係る経費を税額控除

IV. 消費税およびインボイス制度への対応

(1) 消費税の円滑な価格転嫁

- ・外税表示の恒久化
- ・万全の価格転嫁対策

(2) インボイス制度の見直し

- ・インボイス制度は免税事業者が取引から排除される可能性が高く、現状のまま導入すれば、免税事業者、中小企業の事業活動が混乱
- ・十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、免税事業者が取引排除されない仕組みの構築や中小企業の事務負担軽減策など制度の見直しに努めるべき。実施時期については改めて慎重に検討すべき
- ・インボイス制度の運用にはデジタル化が不可欠。デジタル・ガバメントの促進と中小企業のDX化を強力に支援すべき

(3) 二重課税の見直し

V. 地域経済の復活のカギを握る中小企業の活力増進

(1) 中小法人に対する課税強化反対

(2) 新規創業・第二創業の促進

- ・創業後 5 年間の社会保険料の事業主負担分の軽減
- ・創業後 5 年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化

(3) 中堅企業の成長促進

- ① 地域未来投資促進税制の延長・拡充
- ② 中堅企業への中小税制の適用拡大
- (4) 事業所税の廃止
- (5) 空き地・空き店舗利活用促進税制（仮称）の創設
- (6) 商店街振興組合の基盤強化への支援
- (7) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充
- (8) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設
- (9) 地球温暖化対策税の凍結

VI. 大阪府・大阪市への要望

- (1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- (2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- (3) 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

令和 3 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ世界的に収束の兆しが見えず、社会、経済活動に大きな影響を及ぼしている。わが国は5月の緊急事態宣言解除後、ソーシャルディスタンスの確保や3密回避など感染拡大防止策を徹底し、徐々に経済・社会活動を再開したものの、足もと、感染が再拡大しており、ワクチンや特効薬が開発途上にある中、早期の経済・社会活動正常化への期待感が後退しており、事態の収束には長期戦を覚悟しなければならない。

わが国経済は米中貿易摩擦の影響や昨年10月の消費税率引き上げで基礎体力が弱まっていたこともあり、コロナ禍における経済活動の縮小は、あらゆる企業、産業、業種に大きなダメージを与えており、企業の事業継続や雇用の維持に深刻な影響が生じていることは明らかである。

こうした中、経済・社会活動の早期回復に向けて、企業の事業継続、雇用の維持は最優先課題である。事業の継続・雇用の維持を可能とする財務基盤の強化や懸念される廃業・倒産にも対応した事業引継ぎ・事業承継などに対する税制面での支援が不可欠である。また、遅れが目立つ国・地方自治体と中堅・中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の促進は待ったなしの課題である。デジタル・ガバメントの早期実現とともに、中小企業のデジタル化を後押しする中小企業投資促進税制、経営強化税制など設備投資減税の延長・拡充、デジタル分野での技術革新を促す研究開発税制の延長・拡充、中堅企業への中小企業税制の適用などが必要である。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた企業変革力の向上を図るため、経営革新促進税制の創設や地域未来投資促進税制の延長・拡充など、地域経済復活の鍵を握る中堅・中小企業の活力増進を支援することは言うまでもない。

かかる観点から政府・与党は、令和3年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★印…新規要望項目)

記

I. コロナ危機克服に向けた税制面での集中支援

中小企業等では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた資金繰り支援策などで当面の運転資金は借入ができたものの、国内外での経済再開の遅れによ

る事業活動の縮小・停滞等により、売上・利益が確保できず、今後の資金調達に対する不安感が高まっている。この状況が長期化すれば事業や雇用への深刻な影響も懸念される。企業の事業継続と雇用維持を全力で支えるため、中小企業等のキャッシュフローを確保し、財務基盤の強化に資する税制面での支援が不可欠となっている。

加えて、コロナ危機克服に向けた需要喚起への取り組みを支援するため、企業・個人の民間資金を通じた地域経済の活性化を後押しされたい。

1. 事業の継続・雇用の維持を可能とする財務基盤の強化

(1) 企業の事業継続支援

企業の手元資金を確保し、コロナ禍の中で事業継続・雇用維持に奮闘する中小企業等を支援するため、下記の諸点につき、その実現を図られたい。

①中小企業者等の法人税率特例の延長、対象企業の拡大

中小企業者等の事業の維持・継続のため、法人税率の特例（15.0%（本則19.0%）、適用期限：令和3年3月31日）を延長されたい。加えて、適用対象を、資本金1億円超10億円以下のいわゆる「中堅法人」区分まで拡大し、中小企業者等と同様に地域経済を牽引し、多くの雇用を担う中堅企業の事業の維持・継続に対して、税制面から支援されたい。

②欠損金の繰戻し還付期間の拡充と中堅企業の繰越控除限度額の拡充

中小企業者等の欠損金の繰戻し還付期間について、現行の前事業年度から前2事業年度まで拡充されたい。また、中堅企業の欠損金の繰越控除限度額を現行の50%から中小法人同様に100%まで引き上げられたい。

③固定資産税の負担軽減措置等の拡充

i 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は設備投資コストの上乗せとなる上、課税根拠である応益性も希薄である。事業所得を生み出す費用としての性格を有する償却資産への課税は、国際的に見ても稀であり、廃止されたい。少なくとも、事務負担軽減のため、中小企業者等が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との統一を図られたい。

ii 商業地等における固定資産税に対する負担軽減措置の継続

これまでインバウンド需要の増加により商業地等の地価・固定資産評価額は上昇を続け、都市部における企業の固定資産税の負担感は増大している。商業地等に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、コロナ禍でインバウンド需要が消失するなど急速に変化する商業地等の現状を鑑み、固定資産税評価額の軽減措置を創設されたい。

iii 家賃の猶予・減免に応じた事業者への固定資産税等の減免措置の拡充

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、家賃の猶予・減免に応じ、事業収

入が減少した中小のテナント事業者に対し、令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免措置が取られているが、テナント事業者の規模に関わらず事業用家屋等に係る固定資産税・都市計画税を減免されたい。

(2) 雇用の維持・促進支援

企業の雇用維持・継続のため、下記措置を講じられたい。

①所得拡大税制の延長、要件緩和

所得拡大促進税制（適用期限：令和3年3月31日）について、人手不足により、定年退職による人員減を補充できず（もしくは給与が相対的に低い若年層を補充し）、給与総額が下がるケースや、働き方改革を踏まえた人員増により一人当たりの残業時間を削減した結果、平均給与等支給額が下がるケースなどは、賃上げを行っていても、本税制が活用できない場合がある。コロナ禍の厳しい状況下においても雇用を維持し、従業員への給与等支給の増額に努めた中小企業者等の負担軽減を図るためにも、適用要件を緩和（現行：継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%増加）したうえで延長されたい。

②雇用の維持・促進に資する税額控除制度の創設

生産性向上や新しい生活様式に対応できるデジタル人材の育成等、従業員の能力開発に取り組む企業に対しては、これに係る教育訓練費（社員の研修受講・資格取得に係る費用など）の税額控除を認める制度を創設されたい。また、雇用情勢が悪化しつつある中で、余力のある企業の積極的な新規雇い入れを促すため、退職した技術者らを一定数以上、新規雇い入れを行った企業に対して税額控除を行う等、税制上のインセンティブを付与されたい。

2. 需要喚起と地域経済活性化への取り組み支援

(1) 交際費課税等の特例の拡充

緊急事態宣言以降、外出自粛や3密回避による企業の接待・食事付き会合の中止などにより、地域経済を支える飲食・サービス業等の売上が大幅に悪化している。コロナ禍による地域経済の回復を図るとともに、中小企業等の販路の維持・拡大を後押しするため、中小法人の交際費課税の特例（現行：800万円）を拡充されたい。加えて、接待飲食費については、損金算入可能な飲食費の上限（現行：一人当たり5000円以下）を引き上げられたい。

(2) クラウドファンディングを活用した事業者応援税制の創設 ★

企業の資金調達手段の多様化を図るとともに、地域の事業者を応援する企業、個人の民間資金を活用するため、クラウドファンディング等を活用した企業、個人の事業者支援を寄付金控除の対象とされたい。

(3) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充と大企業・中堅企業向け支援 税制の創設

自然災害のみならず、新型コロナウイルスなど感染症への対応も迫られている企業の実情を鑑み、中小企業防災・減災投資促進税制（適用期限：令和3年3月31日）は新型コロナウイルスなど感染症に係る対策費用も対象とした上で、適用期限を延長されたい。また、中小企業の多くは取引先である大企業、中堅企業の事業方針や要請によって事業活動が左右されるのが現実である。大企業、中堅企業が被災し、サプライチェーン網の寸断が起こらないよう、大企業、中堅企業を支援する防災・減災対策支援税制を創設されたい。

3. デジタル・ガバメントの早期実現と電子納税の推進

今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の混乱を教訓に、デジタル・ガバメントを早急に整備し、すべての行政手続きがオンラインで完結し、正確にかつ迅速に対応できる仕組みを構築すべきである。企業の納税負担軽減や納税申告時の3密回避、また中小企業等のDX化（デジタルトランスフォーメーション）を後押しするためにも、電子申告・納税手続きのワンストップ化を図るとともに、スキャナ保存制度の要件等を緩和し、電子納税の推進を図られたい。

- ・ e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）の改善（電子申告・納税手続きのワンストップ化）
- ・ 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化
- ・ スキャナ保存制度の要件緩和（第三者による事後検査（領収書などの証憑原本と電子データとの照合）終了までの証憑原本の保存義務の免除）
- ・ 電子契約の推進（国や地方公共団体の契約書の電子化）
- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一

II. コロナ禍における中小企業の円滑な事業引継ぎ支援

少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、経営者の高齢化や後継者不在、人手不足による企業の廃業・倒産は、コロナ禍において今後一層拍車がかかることが懸念される。特に経営者の高齢化・後継者の不在による黒字企業や優良事業の廃業は、地域経済・雇用にとって大きな損失である。コロナ禍においても中小企業が円滑に事業承継準備を進められるよう、現行の事業承継税制の特例措置や親族外（第三者）承継支援措置を拡充したうえ、柔軟性の高い措置を講じられたい。

(1) 親族外（第三者）承継・事業譲渡への支援

① 現経営者の株式・事業の譲渡益課税の軽減

現経営者による第三者譲渡を促し、後継者不在による中小企業の廃業を回避する

ため、親族外（第三者）への事業譲渡を果たした経営者に対するインセンティブ措置として、株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減を図られたい。

②M&A促進措置の拡充 ★

買収企業に対して、のれん代の一括償却（現行：5年間均等償却）を認めるとともに、デューディリジェンスなど買収調査費用の経費計上（損金算入）を認められたい。

③従業員承継を可能とする株式買取時の税負担軽減策の導入 ★

従業員承継に際しては、現経営者からの株式買取資金の準備が課題となっている。評価より低額で自社株を買い取った場合の贈与税の不適用、金融機関から株式買取資金の融資を受けた場合の所得税減税（ローン減税の創設）など、従業員承継が可能となる株式買取時の税負担の軽減策を導入されたい。

（2）事業承継税制の特例措置の改善

①特例承継計画の提出期間の延長（現行：令和5年3月31日まで） ★

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、中小企業経営者は目下、事業の継続・雇用の維持が最優先課題となっており、事業承継計画の策定に手が回っていないのが実情である。中小企業経営者が事業の継続・雇用の維持に専念しつつ事業承継についても前向きに検討できるよう、令和4年度末に迫る特例承継計画の提出期間を少なくとも1年延長されたい。

②事業承継5年経過後の相続税の納税免除

事業承継円滑化のため、事業承継5年経過後の相続税の納税免除を図られたい。

③事業承継税制一般措置から特例措置への柔軟な切り替え

既に事業承継税制（一般措置）で贈与税の納税猶予の認定を受けている中で、相続が発生した場合、事業承継税制（特例措置）への切り替えを認められたい。

④適用要件の緩和（相続発生時の後継者の役員就任要件の撤廃など）

先代急逝時にも本税制を活用し事業承継が円滑に進むよう、相続発生時の後継者の役員就任要件を撤廃されたい。

⑤納税猶予対象株式の拡大（外国会社株式等を含む）

納税猶予額の算定において外国会社株式は除外されるが、中小企業の海外進出を阻害しないよう、外国会社株式も計算対象に含められたい。

⑥提出書類の簡素化

都道府県・税務署への提出書類は煩雑であり、簡素化されたい。

⑦提出書類に係る宥恕規定の運用の明確化

やむを得ない理由で都道府県や税務署への報告・届出期限を誤るなど、書類提出の不備等により、即座に納税猶予打ち切りとならないよう、提出書類について宥恕規定の運用を明確化した上で周知されたい。

(3) 株式集約化に向けた税制措置の拡充

株式の分散は経営の安定性を損ね、事業承継を困難にする。株式集約化に向け、同族株主に対し、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるほか、同族株主判定の範囲（現行：6親等内の血族、3親等内の姻族）を縮小されたい。

Ⅲ. コロナ収束を見据えた企業の成長・革新のための投資促進策の強化

世界経済の先行き不透明感による企業の設備投資意欲の減退が懸念される一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業の生産性向上や多様な働き方、DX推進はその重要性を増している。ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、特に遅れが目立つ中堅・中小企業のDX化や、新製品・サービス開発など前向きな設備投資やデジタル分野での技術革新を促す研究開発を後押しするため、設備投資減税や研究開発税制の延長、拡充を行うべき。

(1) 中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制の延長、拡充

「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業等活性化税制」（適用期限：令和3年3月31日）の適用期限を延長するとともに、制度の活用を促進するため、対象設備の拡充（中古機械の追加、働き方改革に資する建物改修など）ならびに最低価格要件（現行：機械装置160万円以上など）の緩和を図られたい。また、特別償却（現行：30%）、税額控除（現行：7%）限度額を引き上げられたい。

(2) DX化を促す中小企業経営強化税制の延長、拡充

「中小企業経営強化税制」（適用期限：令和3年3月31日）について、緊急経済対策税制で対象に追加されたデジタル化設備の類型を維持したうえで、適用期限を延長されたい。また、税額控除額（現行：資本金3000万円以下10%、3000万円超7%）を引き上げられたい。

(3) 研究開発税制の延長・拡充、要件緩和

研究開発税制の利用促進に向け、下記の諸点につき、その実現を図られたい

①適用期限の延長・拡充

企業のDX化を進め、デジタル分野での技術革新を支援するため、自社利用目的のソフトウェア開発費を税額控除の対象に追加するとともに、研究開発税制の上乗せ措置（中小企業者等は中小企業技術基盤強化税制）（適用期限：令和3年3月31日）は、制度・申請手続きを簡素化した上で延長されたい。また、オープンイノベーション型は、研究委託先に専門家による監査が義務付けられており、委託先に多大な事務負担を強いている。本制度の活用を促進するため、監査手続きを簡素化されたい。

②繰越控除の復活・無期限化、税額控除限度額の撤廃

損益分岐点が高く、所得の変動が大きい中小企業が、経営環境悪化時にも継続して研究開発に挑戦できるように、繰越控除制度を復活させた上で無期限化されたい。また、わが国の研究開発促進のため、諸外国とのイコールフットィングの観点から、税額控除限度額（現行：最大で法人税額の45%）を撤廃されたい。

③人件費に係る「専ら」要件の緩和

中小企業等では、人手不足の中、研究開発とともに他の業務も兼任しているのが通常であり、また、大企業においても研究開発には様々な部門が携わっている。そのため、現行制度の「専ら」要件の従事期間（現行：概ね1か月以上、実働20日以上）の要件は、こうした現状と大きくかけ離れている。そこで、企業規模に関わらず、当該研究開発に従事した者の従事期間に応じた人件費を税額控除できる制度に改められたい。少なくとも、中小企業等が兼任者を計上しやすいうよう、兼任者について「専ら」要件を満たす事例を充実の上、周知されたい。

④デザイン考案に係る費用の対象化

研究開発税制はあくまで「技術」の開発を対象としているが、企業はその先にある製・商品化までも考慮の上、研究開発を行っている。については、製・商品化に不可欠なデザイン考案に係る費用も対象とされたい。

（４）日本版パテントボックス税制の創設

日本での知的財産権の所有や高度化を推進するとともに、研究開発機能の海外流出を抑制し、国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。また、他企業からの知的財産権の取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

（５）経営革新促進税制の創設 ★

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため「新しい生活様式」が提唱される中、飲食、対人サービス、対面小売等をはじめとする多くの中小事業者が事業内容の革新、業態転換等を迫られている。急激に変化する状況に適応し、事業を継続する中小事業者の負担軽減のため、事業革新、業態転換に係る経費の税額控除を認められたい。

IV. 消費税およびインボイス制度への対応

コロナ禍による売上の減少が続く中、取引先との価格交渉において立場の弱い中小企業が消費税の円滑な価格転嫁を行えるよう、万全な価格転嫁対策を講じられたい。また、インボイス制度は中小企業の事務負担軽減の観点から見直しを図られたい。

(1) 消費税の円滑な価格転嫁

消費税の表示方法は、価格転嫁が容易になるよう、外税表示を恒久化（現行：原則は内税表示。但し消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月まで外税表示可能）するとともに、中小企業の万全の価格転嫁対策を講じられたい。

(2) インボイス制度の見直し

令和5年10月から導入が予定されている現行のインボイス制度は免税事業者が取引から排除される可能性が高く、中小企業への悪影響が大きい。また、中小企業の多くがインボイス制度の具体的な内容や自社が取るべき対応等を現状、理解しているとは言えない状態にあり、このまま導入すれば、免税事業者や中小企業の事業活動が混乱する可能性が極めて高い。政府においては、十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、免税事業者が取引排除されない仕組みの構築や中小企業の事務負担の軽減策など制度の見直しに努めるべきであり、実施時期については改めて慎重に検討されたい。

なお、インボイス制度は、受発注から納税まで一貫通貫でデジタル化されていることが不可欠である。遅れが目立つ国・地方自治体のデジタル・ガバメントの促進はもとより、中小企業のDX化は焦眉の急であり、中小企業のDX化を政策・税制の両面から強力に支援されたい。

※大阪商工会議所の調査では、インボイス制度について「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が3割強（33.5%）、「知らない」が2割（21.5%）。

(3) 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止するとともに、政府が目指すデジタル・ガバメントの実現に向け、官公需に係る契約書は電子化するなど、政府を挙げて電子契約を推進されたい。

V. 地域経済の復活のカギを握る中小企業の活力増進

地域経済の復活の鍵は、地域に富と雇用を生み出す中小企業等の活力増進にある。そのため、下記の諸点に取り組まされたい。

(1) 中小法人に対する課税強化反対

地域に富と雇用を生む中小企業の活力を阻害することのないよう、外形標準課税の中小法人への適用拡大など、下記中小企業への課税強化に強く反対する。

- ・外形標準課税の中小法人への適用拡大

- ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大
- ・減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）
- ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止
- ・同族会社の留保金課税の強化
- ・法人税における地方税の損金不算入

（２）新規創業・第二創業の促進

新規創業を促進するため、創業後５年間の社会保険料の事業主負担分の軽減や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越控除期間（現行：１０年）の無期限化を図りたい。

（３）中堅企業の成長促進

①地域未来投資促進税制の延長・拡充

地域未来牽引企業の事業創出を税制面から支援するため、地域未来投資促進税制（適用期限：令和３年３月３１日）は延長・拡充されたい。

②中堅企業への中小税制の適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金１０億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制など、成長力強化に資する中小企業向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

（４）事業所税の廃止

事業所税は、外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっている。また、人口や企業の大都市集中が続き、それに伴って発生する行政需要への対応が求められた創設時と比べ、現在では大都市の行政課題は大きく変化していることから、事業所税は廃止されたい。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

（５）空き地・空き店舗利活用促進税制（仮称）の創設

老朽化した店舗の解体・改修に係るコスト回避や、煩雑な土地建物の所有者の権利調整、土地所有者の不在等により、空き地・空き店舗問題は年々深刻化している。地域資源ともいえる遊休不動産の活用促進のため、都市部の空き地や空き店舗を商業利用者に売却や賃貸を行った場合の譲渡益課税や固定資産税の軽減措置を創設されたい。

(6) 商店街振興組合の基盤強化への支援

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みであり、行政からの支援が不可欠である。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とされたい。

(7) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外子会社利益の国内還流を促進するため、海外子会社からの配当について、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

(8) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業等の海外展開を支援するため、カントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして、積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

(9) 地球温暖化対策税の凍結

エネルギーコストが中小企業の経営を圧迫しており、地球温暖化対策税（原油・石油製品760円/k1、ガス状炭化水素780円/t、石炭670円/t）を凍結されたい。ましてや、地球温暖化対策を名目とした、新たな炭素税の導入に強く反対する。

VI. 大阪府・大阪市への要望

近年、大阪は企業の本社機能の流出など企業やヒトの流出が続いており、地域の経済基盤が弱まっている。また、その中において大阪経済の回復に寄与してきた観光・飲食・サービス業等は、国内外旅行客の大幅減少により、かつてない危機を迎えている。これらの状況を踏まえ、大阪に立地することが企業の競争上、不利にならないよう地方税制の改善を図られたい。

(1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、また大阪市では法人住民税に対してそれぞれ超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっていることから、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

(2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市の固定資産税負担は重く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。少なくとも中小

法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）を創設されたい。また、大阪の地価額上昇の大きな要因となっていたインバウンド需要が大幅に減少していることを踏まえ、大胆な軽減措置についても検討されたい。

（3）中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

大阪市内で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

以 上